

裏面白紙

42

立案 昭和十八年四月五日
決裁 昭和 年 月 日

爵位課長

宗秩寮總裁

宮内事務官

陸軍大將山田乙三外六名
殺位、件

昭和十八年四月五日
臺帳記入 月 日
裁可 五月一日達
日官報報告済

宮内省

勅授

四



陸軍大將山田乙三外六名

叙位、件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十八年四月二十六日

内閣總理大臣東條英機



内

閣

裏面白紙

人陸位第四三六號

案起

昭和十八年四月二十三日

裁可昭和十八年四月二十六日施行
決定昭和 年 月 日

内閣總理大臣



内閣書記官長



内閣書記官



陸軍大將山田乙三外六名叙位件

内閣

内閣人達
四三才

在

叙正三位

昭和十八年四月十五日

三年

昭和十八年八月一日
陸軍大將

陸軍大將從三位

山田 乙三

右文武官叙位進階内則第二條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十八年四月十五日

陸軍大臣 東條英機



陸 軍

叙正四位

昭和十八年十月十六日

從四位

昭和十八年四月八日

陸軍中將從四位

田辺

盛武

右文武官叙位進階内則第二條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十八年四月十九日

陸軍大臣東條英機



陸軍

叙正四位	昭和十八年四月十五日	陸軍中將從四位	上村利道
同	同	同	神田正種

右文武官叙位進階内則第二條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十八年四月十五日

陸軍大臣東條英機



陸軍

叙從四位	昭和四年四月十五日	五年	昭和五年三月一日	陸軍少將正五位	倉茂周藏
正	昭和四年九月十五日	同	昭和六年三月九日	陸軍大佐同	山田政順

右文武官叙位進階内則第二條及同三條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十八年四月十五日

陸軍大臣東條英機



陸軍

ノルノ每位第ニ四ノ

敘正四位從 昭和十八年三月一日 昭和十八年四月十五日 海軍中將 從四位岩村清一

右文武官敘位進階内則第三條ニ依リ

謹テ奏ス

昭和十八年四月二十二日

海軍大臣 嶋田繁太郎



海軍

裏面白紙

履歴書		倉茂周藏	
年	月	日	要項
昭和三年	四月	十五日	現敘位當時 陸軍少將
同	年	十二月	正五位
同	年	同月	待命
同	年	同月	豫備役
同	年	同月	臨時召集召就職
昭和八年	四月	十五日	勅任
合計		五年	
在職年數		通算	
二年七月十七日		二年七月十七日	
二年四月十三日		二年四月十三日	

裏面白紙

履 歴 書		陸軍大佐正五位 山田政順	
年 月 日	要 項	資 格	在 職 年 數
昭和四年九月三十日	現敘位當時 陸軍歩兵中佐	奏 任	年 月 日
昭和五年三月八日	正五位(特旨)	奏 任	年 月 日
昭和六年三月九日	臨時召集召就職 陸軍大佐	奏 任	年 月 日
同年四月五日		奏 任	年 月 日
合 計			五年三月二十九日
			五年三月二十九日

裏面白紙

陸位第三四二號

敘位ノ件進達

昭和十八年四月十五日

陸軍大臣東條英機

内閣總理大臣東條英機殿

陸軍大將山田乙三進位ノ件

右進達ス

官報不登載

陸軍



18.4.15
付受

秘

(陸位第 三六七號)

敘位ノ件進達

昭和十八年四月十九日

陸軍大臣東條英機

内閣總理大臣東條英機殿

陸軍中將田邊盛武進位ノ件

台進達ス

官報不登載

陸軍

裏面白紙

秘

陸位第三四三

敘位ノ件進達

昭和十八年四月十五日

陸軍大臣東條英機

内閣總理大臣東條英機

陸軍中將上村利道外一名進位ノ件

右進達ス

官報不登載

陸軍

裏面白紙

裏面白紙

陸位第三四

敘位，件進達

昭和十八年四月十五日

陸軍大臣東條英機

内閣總理大臣東條英機殿

陸軍少將倉茂周藏外一名進位ノ件

右進達人

官報不登載

陸軍



海秘人第四三五號

昭和十八年四月二十二日

海軍大臣 嶋田 繁太郎

内閣總理大臣 東條 英機

海軍中將岩村清一敘位ノ件別紙上奏書進達ス

不登

海軍

(終)

18.4.23